

YMCAへようこそ!

「ポジティブネット」

のある豊かな社会を創る

互いを認め合い、高め合うことのできる、人の善意や前向きな気持ちによってつながるネットワーク、それをYMCAは「ポジティブネット」と名付けました。

それは、「思いやる」「支える」「助ける」といった一方的なものではありません。

お互いに助け合うことで、日々の生活の中に新たなエネルギーが生まれ、自分が困った時には、助けてほしいと素直に言える相互的なつながりです。

そんな誰もが生きやすい、希望ある豊かな社会を創造するためのネットワーク「ポジティブネット」をYMCAは形にしています。

ボランティアスクエアって?

大阪YMCAは「ポジティブネット」を広げるために、約50の多彩なボランティア活動が集まる場「ボランティアスクエア」を1000人を超える人々と共に創っています。

数多くの皆さんがボランティアとして、青少年・留学生・海外にルーツを持つ方・障がいを持つ方・高齢者の方など、多様な方々と活動を共にしながら、互いに学び、成長を続けています。互いを認め合い、高め合う「ポジティブネット」を広げたいと願っています。

ボランティアスクエアにあなたも立ち寄ってみませんか。



YMCAとは

YMCAは、1844年、産業革命後のロンドンで、人間性を大切にしたい社会づくりをめざした青年たちによって生まれました。そして現在、世界120の国と地域に組織されているキリスト教を基盤とした国際的な青少年団体です。世界中でおよそ6500万人の方々が、YMCAの活動にかかわっています。

大阪YMCAは、1882年の創立以来、国際協力、地域奉仕活動をはじめ、社会教育・学校教育などの幅広い活動を通じて、青少年の全人的な成長と未来を切り開くことに力を注いできました。そして、“みんなのものが一つとなるために”という聖書の言葉をもとに、人種、民族、性別、宗教を超えて、人々が分かち合い、ポジティブネットの実現をめざします。

大阪YMCAの使命

大阪YMCAは、聖書に示されたイエス・キリストの愛と奉仕の生き方に学び、YMCAの世界的な運動に連なり、希望を持って、共に生きる社会の実現をめざします。

- ・ボランティア精神をはぐくみ、互いに協力し、明るくあたたかい地域社会の形成に努めます。
- ・すべての世代の人びとが、出会いと生きがいを見いだすための、生涯にわたる気づきと学びの活動を展開します。
- ・未来を築く力強い子どもたちを、家庭、地域社会と共に育てます。
- ・生命(いのち)を尊重する心を養い、自然と人間が調和する働きをすすめます。
- ・世界の人びとと力を合わせ、環境、人権、貧困の課題に取り組み、平和で公正な世界をめざします。



Yボランティア（会員）入会について

大阪YMCAの活動・目的にご賛同いただける方は、会費をお納めになり、Yボランティア（会員）としてご登録ください。

ご登録された方は、ご興味のあるボランティアスクエアで活動できます。

また、お時間などの関係でボランティア活動そのものは難しい方でも、会員登録によってYMCAの公益的な活動をサポートしていただけます。

入会方法

- ①所定の申込書に記入し、お近くのYMCA窓口にご提出ください。（郵送・FAX・メール可）
- ②会費を現金・郵便振込・インターネット決済（ホームページからクレジットカードにて）のいずれかでお納めください。

a...20,000 円以上

b...10,000 円（b はユースボランティア、学生が対象です）

入会后

- 会員登録証を発行します。
- あなたの力が必要なボランティア募集等の情報を配信いたします。YMCAの活動に様々な形で積極的にご参加いただき、あなたの世界をより豊かなものにしてください。
- 大阪YMCA機関紙「大阪青年」、日本YMCA同盟機関紙「THE YMCA」等をお届けします。

会員規則（抜粋）

- 第1条** この規則は、定款第54条第2項の規定に基づき、公益財団法人大阪YMCA（以下、「この法人」という。）の会員の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。
- 第2条** この法人の目的に賛同し、その活動に参加もしくは協力し援助する個人は、協力会員となることができる。
- 2 この法人の目的に賛同し、その活動を賛助する法人または団体は、賛助会員となることができる。
- 第3条** 会員になるようとする者は、所定の申込書を提出しなければならない。
- 第4条** 会員は、理事会で定められた会費を、毎年納入しなければならない。
- 2 年会費は会種別に応じて下記各号のとおりとする。
- (1) 協力会員 a...20,000 円以上 b...10,000 円
- (2) 賛助会員 a...100,000 円以上 b...70,000 円
c...50,000 円 d...30,000 円
- 第5条** 会員が、違法行為または著しく道義に悖る行為をするなど、会員として相応しくないと認められるときは、理事会の決議により除名することができる。
- 2 会員の除名が審議される理事会においては、当該会員には弁明の機会を与えなければならない。
- 第6条** 会員は、いつでも退会届をこの法人に提出することにより、退会することができる。
- 2 前項の場合、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

注）第4条2(1)b はユースボランティア、学生が対象です。

寄附金等取扱規則（抜粋）

- 第2条** この規則において寄附金とは、寄附者がこの法人が行う公益目的事業等に要する経費に充てるため、反対給付を受けることなく給付する金銭をいう。

会費の税制優遇制度について

YMCAへの寄付金（YMCA会費を含む）は、税制優遇の対象になります

公益財団法人大阪YMCAに対するご寄付に関しまして、個人からのものは、①「**税額控除**」か②「**寄附金控除（所得控除）**」のいずれか一方をご選択いただけます。

法人様からのご寄付につきましても、別途優遇規定があります。

詳しくは、大阪YMCAのホームページの「ご協力のお願い」から「ご寄付・募金」のページへ進み、「寄附金に係る税制優遇制度について」をご参照ください。



<http://www.osakaymca.or.jp/contents/kifu.html>